

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 26 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

## 1 令和5年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者 雇用奨励金について	1	0	1	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年4月2日に知事から通知があったもの

## 2 行政監査の結果に基づき講じた措置

知事部局

機関名	監査結果	講じた措置
労働雇用課	<p><b>【指導事項】</b></p> <p>令和4年度岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金の対象となる労働者の「雇用期間」、「所定労働時間」、「勤務地」の要件を確認する書類として、申請者から対象となる労働者の雇用契約書の写しの提出を受けべきところ、当該労働者とは異なる名前で作成された雇用契約書の写しを受理して支給決定しており、審査事務が適正に実施されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該事案は、奨励金支給申請書類の審査業務時において、雇用契約書の確認作業が不十分であったことから発生したものであり、担当職員の注意不足と課内のチェック体制の不備が原因である。</p> <p>事案判明後は、課内職員に対し、審査業務に細心の注意を払うよう指導を行うとともに、チェック作業を担当する職員及び上席の職員が、申請書類と根拠資料に不整合がないことのダブルチェックを徹底することで審査精度の向上を図り、再発防止に努めている。</p> <p>なお、申請者に対しては、提出資料に不備があったことが認められたことから、今後類似の申請に当たっては十分に留意するように指導を行った。</p>